平成２４年（フ）第５０８号
沖縄県那覇市繁多川１丁目19番28―303号
津覇アパート
債務者　池原　　伸
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５１３号
沖縄県那覇市字安里405番地　パレスマンション506
債務者　島袋　弘江
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５１５号
沖縄県那覇市繁多川２丁目５番２―504号
県営住宅
債務者　村山　英子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１７６４号
札幌市清田区里塚緑ケ丘11丁目５番５号　２Ｆ
債務者　水上　稔也
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３５８号
札幌市北区屯田５条12丁目10番３号
債務者　仁敷　英之
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３５９号
札幌市北区屯田５条12丁目10番３号
債務者　仁敷　友子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７３３号
札幌市北区麻生町６丁目14番14号　中澄ハイツ201号
債務者　藤澤　篤志
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７３５号
札幌市中央区北４条西18丁目７番地４　メゾンド北円山さくら703号
債務者　加我　笑美
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３４７号
函館市神山１丁目22番20―101号
債務者　関　　光雄
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３７１号
函館市海岸町５番10号
債務者　谷内　方子（旧姓小町谷）
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３７２号
函館市中道２丁目26番６号
債務者　八田　有希
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２４号
北海道稚内市萩見５丁目７番21号　スカイコーポ102号室
債務者　高橋　優子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２４年（フ）第２９８号
群馬県高崎市下小鳥町34番地５　ヴェイルサイド202号
債務者　外所さく子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第５１３号
神奈川県厚木市恩名２丁目10番40号、旧住所横浜市旭区本宿町４番地１
債務者　相澤久美子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６６８号
神奈川県厚木市下古沢275番地１
債務者　四野見　勇
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４６７号
静岡県沼津市下香貫牛臥3002番地の６
債務者　長澤　紀之
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２３８号
静岡県富士宮市万野原新田4108番地の15
債務者　大澤　友紀
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
静岡地方裁判所富士支部